輸入植物等の通関の際における取扱い等について

昭和57年5月31日蔵関第626 号

改正　　昭和59年11月29日蔵関第1205 号

改正　　昭和62年4月30日蔵関第435 号

改正　　昭和62年10月23日蔵関第1085 号

改正　　昭和62年11月14日蔵関第1073 号

改正　　平成19年3月31日蔵関第420 号

改正　　令和2年12月28日蔵関第1120 号

標記のことについては、別紙「輸入植物検査関係手続等に関する協力依頼について」（昭和57年5月29日57農蚕第2904号）に従つて処理することとし、昭和57年6月1日から実施されたい。

なお、この通達の取扱いについては、植物防疫所と緊密な連携のもとに実施するものとする。

|  |
| --- |
| 別　紙 |

昭和57年5月29日57農蚕第2904号

改正　　昭和59年11月6日59農蚕第6243号

改正　　昭和62年4月16日62農蚕第2195号

改正　　昭和62年10月6日62農蚕第2307号

改正　　昭和63年9月28日63農蚕第5599号

大蔵省関税局長　殿

農林水産省農蚕園芸局長

輸入植物検査関係手続等に関する協力依頼について

輸入植物検査関連手続の円滑化に資するため今般、別添のとおり植物防疫法に関して輸入通関に当たり確認を要する事項をとりまとめたので、これに御留意の上御協力をお願いします。

（別添）

１　検査対象植物の範囲

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第8条の検査（以下「検査」という。）の対象となる植物の範囲は、次に示すとおりである。

⑴　検査の対象となる植物

検査の対象となる植物は、振花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物（その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む。）であつて、⑵に掲げるものを除くものである。

⑵　検査の対象とならない植物

検査の対象とならない植物は、別表1の左欄に掲げるものでその解釈は、それぞれ相当右欄に掲げるとおりである。

２　農林水産省植物防疫所が発給する証明書等

検査の対象となる植物については、植物防疫官の指定する場所においては、すべて検査を行い、その結果、合格したときその他植物防疫法上輸入を認めることが適切であると判断されるときは、農林水産省植物防疫所において次の⑴又は⑵によりその旨を証明し、当該証明をもつて関税法（昭和29年法律第61号）第70条に規定された他法令の証明とする。

⑴　検査合格証明

検査に合格した植物については、次のいずれかの方法により証明する。

①　当該植物又は容器包装に「植物検査合格証印」（楢物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第7号様式ロ）を押印する。

②　「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」（規則第4号様式）に上記①の証印を押印の上、輸入者又は管理者に交付する。

③　当該植物又は容器包装に「植物検査合格証票」（規則第7号様式）を添付する。

④　「植物検査合格証明書」（規則第7号様式ロ）を輸入者又は管理者に交付する。

⑵　輸入認可証明

必ずしも検査を完了してないが、隔離栽培を行う場合、通関後消毒を実施する場合等であつて植物防疫法上輸入を認めることが適切と判断されるときは、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の相当右欄に掲げる方法により証明する。

表

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 方法 |
| 1　次のいずれかに該当する植物等 | 次のいずれかの方法 |
| ア　植物防疫法第8条第1項の規定により農林水産大臣が指定した有害動物又は有害植物のみがいる植物及びその容器包装 | ア　当該植物又は容器包装に「植物輸入認可証印」（規則第8号様式）を押印する。 |
| イ　植物防疫法第7条第1項ただし書の許可を受けた輸入禁止品 | イ　当該植物又は容器包装に「植物輸入許可証票」（規則第8号様式）を添付する。 |
| ウ　規則第14条に規定する種苗で規則第16条の規定により隔離栽培のために送付されるもの | ウ　「植物輸入認可証明書」（規則第8号様式）を輸入者又は管理者に交付する。 |
| 2　木材 | 次のいずれかの方法 |
| ア　「木材輸入認可証明書」（別紙様式1又は2）を輸入者又は管理者に交付する。 |
| イ　「植物輸入認可証印」（別紙様式6）を押印した「植物、輸入禁止品等検査申請書」（規則第4号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。 |
| 3　穀類等 | 次のいずれかの方法 |
| ア　「穀類等輸入認可証明書」（別紙様式3）を輸入者又は管理者に交付する。 |
| イ　「植物輸入認可証印」（別紙様式6）を押印した「植物、輸入禁止品等検査申請書」（規則第4号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。 |
| 4　種苗 | 次のいずれかの方法 |
| ア　「種苗輸入認可証明書」（別紙様式4）を輸入者又は管理者に交付する。 |
| イ　「植物輸入認可証印」（別紙様式6）を押印した「植物、輸入禁止品等検査申請書」（規則第4号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。 |
| 5　青果物 | 次のいずれかの方法 |
| ア　「青果物輸入認可証明書」（別紙様式5）を輸入者又は管理者に交付する。 |
| イ　「植物輸入認可証?」（別紙様式6）を押印した「植物、輸入禁止品等検査申請書」（規則第4号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。 |

３．証明書記載数量と輸入申告数量が異なる場合の取扱い

2の⑴又は⑵の証明書等に記載されている梱数数量と輸入申告数量が異なる場合の取扱いは次表のとおりとする。

表

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 取扱い |
| 2の（1）に掲げる証明書等に記載されている梱数・数量より輸入申告数量が少ないとき | 訂正を要しない |
| 2の（2）に掲げる認可証明書等に記載されている梱数・数量より輸入申告数量が少ないとき | 通常の誤差と認められる程度の差である場合 |
| 通常の誤差と認められない差である場合 | 再証明を要する |
| 2の（2）に掲げる認可証明書等に記載されている梱数・数量より輸入申告数量が多いとき | 通常の誤差と認められる程度の差である場合 | 訂正を要しない |
| 通常の誤差と認められない差である場合 | 再証明又は追加証明を要する |

備考：「通常の誤差」とは原則として証明書等に記載されている梱数・数量の3％程度をいう。

別表1

| 検査の対象とならない植物 | 解釈 |
| --- | --- |
| 製材、防腐木材、木工品、竹工品及び家具什器等の加工品 | ア　「製材」とは、4面以上にのこ引きされた角材（枕木を含む。）、板材その他全表面にわたり辺材内部まで加工された材をいう。 |
| イ　「防腐木材」とは、クレオソート油等の薬剤で処理された木材であつて内部にまで薬剤が浸透しているものをいう。 |
| ウ　「木⊥品、竹工品」とは、木材、木本つる性植物又は竹材を加工して作られる置物、彫刻、かご、竹ひご、すだれ等の美術品、工芸品及び民芸品をいい、造花及び人工覿菓植物等の一部に使用されている木（ニス塗り又は防腐処理済みのものに限る。）又は木本つる性植物を含む。 |
| エ　「製材、防席木材、木工品、竹工品及び家具什器等の加工品」には、チップ、たぶ粉、びやくだん粉、沈香等の木粉及びマツカサ、ヒョウタン又はヤシの実の外殻で作られた置物、植木鉢カバー、壁掛け等の室内装飾用品を含む。 |
| 藤及びコルク | ア　「藤」とは、乾燥された藤及びそれを材料とする製品をいう。 |
| イ　「コルク」とは、コルクガシ及びアベマキの樹皮並びにそれらを材料とする製品をいう。 |
| 麻袋、絹、絹布、へちま製品、紙、ひも、綱等の繊維製品及び粗雑維（原絹を含む。）であつて植物の包装材特として使用されたことのないもの | 「粗繊維（原綿を含む。）」とは、紡線用繊維の原料に供されるもの（縮、亜藤、麻、しゆろ、やし、ばしよう等）、製紙用紙維の原料に供されるもの（がんぴ、こうぞ、みつまた、くわ、やなざ等）、組縞用繊維の原料に供されるもの（簿、こりやなぎ、やし、ばしよう、たこの木、いぐさ科植物、かやつりぐさ科植物、パナマソウ、とうもろこし、よし等。ただし竹及び膝を除く。）、刷毛用繊維の原料に供されるもの（ほうきもろこし、へちま等）及び充てん用繊維の原料に供されるもの（カポック等）であつて、剥皮、蒸煮、監燥、その他紙錐としての用途に応じた調薮又は加工処理が行われたものをいう（麦梓及び稲梓を加熱庄ペん及び薬品による漂白処理を経て加工した麦梓棹真田及びそれに準ずる製品を含む。 |
| 製茶、ホップの乾花及び監たけのこ | 「製茶」とは、乾燥、加熱、発酵等の加工処理（荒茶加工を含む。）が行われた緑茶、紅茶、ウーロン茶、その他の茶（マテ茶、グァバ茶、クコ茶、ジャスミン茶、ハイビスカス茶、朝鮮人参茶、ハーブ茶、柿茶等を含む。）をいう。 |
| 発酵処理されたバニラビーン |  |
| 亜硫酸、アルコール、酢酸、砂糖、塩等につけられた植物 | 「亜硫酸、アルコール、酢酸、砂糖、塩等につけられた植物」とは、長期保存又は調理を目的として、植物を亜硫酸、アルコール、酢酸等の薬品又は砂糖、塩等の食品調味料により浸漬加工されたものをいう。 |
| あんず、いちじく、かき、しなさるなし、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パインアップル、バナナ、パパイヤ、ぶどう、マンゴウ、もも及びりゆうがんの乾果 |  |
| ローカストビーンガム、ガーガム、でん粉（サゴ、タピオカ、くず、じやがいも、さつまいも、とうもろこし等のでん粉）、大豆たんばく等植物からの抽出物 |  |
| ココやしの内果皮を粒状にしたもの |  |
| 乾燥した香辛料であつて小売用の容器に密封されているもの | 「小売用の容器に密封されているもの」とは、食品として直接最終消費者に販売されるものであつて、瓶詰、缶詰、アルミホイル容器病害虫の汚染のおそれのない状態にされているものをいう。l |

別記様式１

木材輸入認可証明書

年　　月　　日

植物防疫所（・・・支所又は出張所）

植物防疫官　　 氏　　 名

下記木材は、植物防疫法による輸入検査を終了し、・・・・・輸入認可したこと

を証明する。

積 載 船 名

種 類・名 称

輸送方法の区別

数　　　　　量

検 査 年 月 日

発送人住所氏名

荷受人住所氏名

別記様式２

木材輸入認可証明書

年　　月　　日

植物防疫所（・・・支所又は出張所）

植物防疫官　　 氏　　 名

下記木材は、・・・・・輸入認可したことを証明する。

積 載 船 名

種 類・名 称

輸送方法の区別

数　　　　　量

検 査 年 月 日

発送人住所氏名

荷受人住所氏名

別記様式３

穀類等輸入認可証明書

年　　月　　日

支　所

植物防疫所

出張所

植物防疫官　　 氏　　　　 名

下記穀類等は、植物防疫法による輸入検査を終了し、　　　　　　輸入認

可したことを証明する。

積 載 船 名

種 類・名 称

輸送方法の区別

数 量

検査年月日

発送人住所氏名

荷受人住所氏名

別記様式４

種苗輸入認可証明書

年　　月　　日

植物防疫（事務）所　　　　　・支　所

出張所

植物防疫官　　 氏　　　　 名

下記種苗は、植物防疫法による輸入検査を終了し、　　　　　　輸入認可

したことを証明する。

積載船（機）名

種類・名称

輸送方法の区別

数量

検査年月日

発送人住所氏名

荷受人住所氏名

別記様式５

No.

青果物輸入認可証明書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　植物防疫（事務）所

　　　　　　　　　　　　　植物防疫官

下記青果物は、植物防疫法による輸入検査を終了し、・・・・・・・輸入認可し

たことを証明する。

記

１　積載船（機）名

２　種類・名称

３　輸送方法の区別

４　数量

５　検査年月日

６　発送人住所氏名

７　荷受人住所氏

別紙様式6



備考

⑴　・・・・の所には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入する。

⑵　数字は、検査月日を表すものとする

別記様式７

No.

木材こん包材輸入認可証明書

年　　月　　日

・・・植物防疫所（支所又は出張所）

植物防疫官　　 氏　　 名

下記木材こん包材は、植物防疫法による輸入検査を終了し、・・・・・輸入認可

したことを証明する。

積 載 船 名

種 類・名 称

輸送方法の区別

数　　　　　量

検 査 年 月 日

発送人住所氏名

荷受人住所氏名

別記様式８

No.

木材こん包材輸入認可証明書

年　　月　　日

・・・植物防疫所（支所又は出張所）

植物防疫官　　 氏　　 名

下記木材こん包材は、・・・・・輸入認可したことを証明する。

積 載 船 名

種 類・名 称

輸送方法の区別

数　　　　　量

検 査 年 月 日

発送人住所氏名

荷受人住所氏名

別紙様式９

No.

消毒（廃棄）計画書

年　　月　　日

　・・・植物防疫所（・・・支所又は出張所）植物防疫官　　殿

住所

氏名

　　月　　日付け輸入検査を申請した、　　月　　日　　　　港入港　　　　　 丸

（号）積木材こん包材は、（検査の結果、不合格となりましたが、）下記計画のと

おり消毒（廃棄）したいので計画書を提出します。

記

１　種類・名称

２　個数・数量（kg）

３　消毒（廃棄）の方法

４　消毒（廃棄）を実施する場所

５　消毒（廃棄）を開始する期日及び終了期日

６　消毒（廃棄）を実施する者

接 受

 18. 4. 1

･･･植物防疫所

（注）

（注）・・・の所には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入するものとし、

数字は接受年月日を表すものとする。

別紙様式 10

No.

輸送後消毒（廃棄）申請書

年　　月　　日

　・・・植物防疫所（・・・支所又は出張所）植物防疫官　　殿

住所

氏名

　　　　　月　　日　　　　港入港　　　　　 丸（号）積木材こん包材は、下記により

輸送して消毒（廃棄）したいので申請します。

記

１　品名　　　　　　　　　　　　　　個数・数量　　　　　　　　　　　　　　kg

２　輸送期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３　輸送に使用する船車等の名称

４　輸送責任者

５　検疫有害動植物の分散防止方法

６　消毒（廃棄）方法

７　消毒（廃棄）場所

８　消毒（廃棄）実施者

接 受

 18. 4. 1

･･･植物防疫所

（注）

（注）・・・の所には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入するものとし、

数字は接受年月日を表すものとする。